

環境と森づくりを考える税制懇話会

報 告 書

平成 2 1 年 1 1 月

はじめに

県土の約 8 割を占める森林は本県の豊かな自然環境のおおもとであり、災害の防止や水源のかん養、地球温暖化の防止など様々な役割を担っています。

こうした県民共有の財産である森林も、社会経済環境の変化に伴い、手入れが行き届かず、その結果、森林の有する多様な公益的機能が十分に発揮できなくなることが懸念される状況になりつつあります。

一方、世界的に問題になっている地球温暖化も、本県の環境や県民生活に様々な影響をもたらすことが懸念されています。

従来、国有林と県有林は国、県がそれぞれ自らの責任として森林の整備・保全・活用を行い、それ以外の民有林のうち人工林は林業を基礎とした森林所有者の自己責任の基本原則の下で、国、県からの支援を受けながら、森林の整備・保全・活用を行ってきました。

しかしながら、こうした従来からの官と民の役割分担だけでは、適切に森林を整備していくことが難しくなっています。

そこで、森林の多様な公益的機能が十分に発揮できるようにするため、特に荒廃が進んでいる民有林の整備については、新たな費用負担原則のもとでの公的関与や県民等の参加のあり方について検討する必要があります。

当懇話会においては、現地調査や関係者からの意見聞き取り、県民との意見交換会なども行い、本県の森林、林業や温暖化の現状と課題、今後取り組むべき施策の方向等について、専門的かつ多角的に議論して参りました。更に、県民意識調査の結果も踏まえながら、多様な公益的機能を有する森林を県民全体で守り育て、次の世代に引き継ぐとともに、低炭素社会の実現に向けた総合的な取り組みを一層推進していくための新たな税の導入可能性について検討を行ってきました。

本報告書は、当懇話会での検討結果及び検討の内容を取りまとめたものです。

目 次

はじめに

1 . 新たな森林、環境施策の必要性	1
1 . 1 森林の現状と課題	1
1 . 2 温暖化の現状と課題	6
2 . 豊かな環境を守り育てていくために	7
2 . 1 基本的な考え方	7
2 . 2 新たな森づくり	12
2 . 3 低炭素社会の実現に向けた取り組み	14
3 . 新たな税の導入	16
4 . 新たな税の導入に当たって	23
おわりに	25

1. 新たな森林、環境施策の必要性

1.1 森林の現状と課題

《森林のはたらき》

森林は、「緑の社会資本」として、木材等の生産以外に、災害の防止や水源の
かん養など県民の生活基盤を広く支える機能をはじめ、地球温暖化の防止等地球
規模での環境を保全する機能など、多面的な機能を有している。

森林の公益的機能

災害を防止する機能

山崩れや、土砂の流失を防ぐ。

水源をかん養する機能

水を貯え、洪水や渇水を緩和し、水質を浄化する。

地球温暖化を防止する機能

二酸化炭素を吸収・固定する。化石燃料の代替

保健休養の場を提供する機能

森林レクリエーションの場を提供し、健康づくりにも役立っている。

生活環境や自然環境を守る機能

快適な生活環境を守るとともに、多種多様な生き物の生息・生育の場
となっている。

森林の有する公益的機能の評価額 [年間]

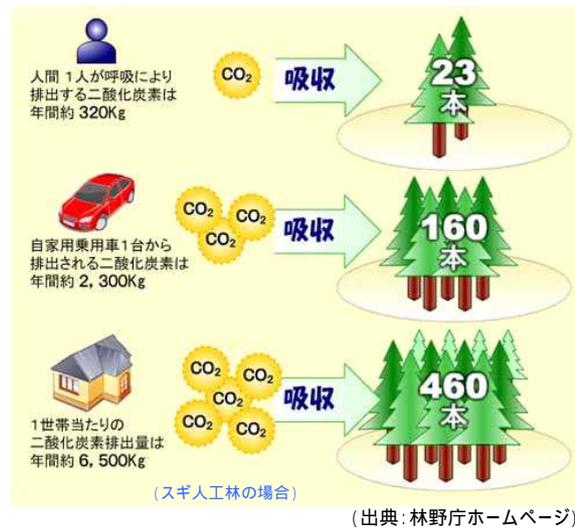
機能区分	項目	全 国	山梨県
土砂災害防止等	表層崩壊防止	8兆4,421億円	1,095億円
	表面浸食防止	28兆2,565億円	4,360億円
	小計	36兆6,986億円	5,455億円
水源かん養	洪水緩和	6兆4,686億円	693億円
	水資源貯留	8兆7,407億円	1,153億円
	水質浄化	14兆6,361億円	1,707億円
	小計	29兆8,454億円	3,553億円
地球環境保全	二酸化炭素吸収	1兆2,391億円	216億円
合計		67兆7,831億円	9,224億円

注) 全国の評価額は、森林の多面的機能の内、物理的な機能を中心に貨幣評価が可能な一部の機能
(物質生産機能を除く)について平成13年に日本学術会議が試算した数値。山梨県の評価額
は、これと同じ手法で山梨県が平成13年に算出した数値。

温暖化防止に貢献する森林

樹木は、光合成によって大気中の二酸化炭素を吸収し、それをもとに、幹や枝が成長していくことから、多くの樹木で成り立っている森林は、温暖化の原因となる大気中の二酸化炭素を吸収し、長い年月にわたって貯めておくことができます。

このため、地球温暖化防止の観点からも、森林を維持、保全していくことが求められているのです。



森林の二酸化炭素を吸収する能力を発揮させていくためには、とくに、スギやヒノキなどの人工林では、間伐（木の成長をよくするために本数を調整する作業）などの手入れをすることによって樹木の成長がよくなり、間伐をしない森林よりも二酸化炭素の吸収量が増加することがわかっています。

樹木は年齢が高くなる（古くなる）と徐々に成長する量が減っていき、更に、森林が伐採されたり、枯れたりすることにより貯蔵されていた二酸化炭素が大気中に排出されるため、森林の温暖化防止機能を維持、向上していくためには、森林の保全を図っていくことと合わせて、伐採された木を積極的に利用していくことが大切です。

また、エネルギーとして木材を利用した場合でも、森林の吸収した二酸化炭素が大気中に戻る（森林と大気の間を循環する）だけで、大気中の二酸化炭素の量を増やすことにはなりません。

森林の温暖化防止機能を最大限に発揮させるためには、天然の森林を自然のままに保全してだけでなく、人工林を育てていくこと、伐採した木を木材製品として長く利用すること、石油にかわるエネルギーなどとして利用し、また木を植えて育てていくということが重要です。



《概 況》

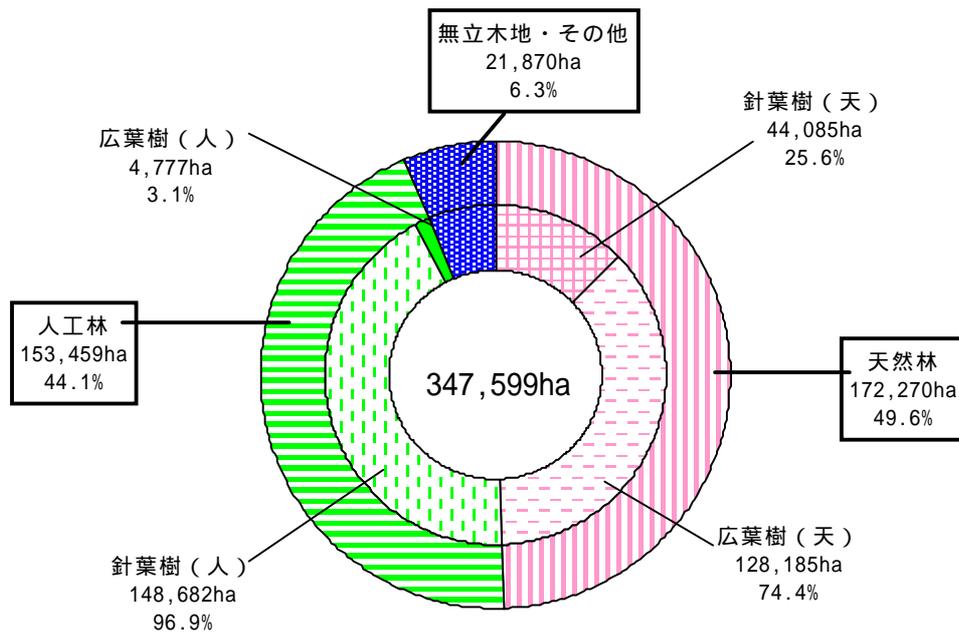
本県は、県土の 77.8%を森林が占めており、森林率は全国第 4 位と、有数の森林県である。

《森林面積と森林比率》

全 国		山 梨 県
37,792 千ha	総面積 (a)	446,537 ha
25,121 千ha	森林面積 (b)	347,599 ha
66.5 %	森林率 (b/a)	77.8 %

本県の森林を林種別にみると、人工林の割合は全体の 44.1%となっており、また、所有者別では、民有林が 184,699ha で全体の 53%、県有林が 158,252ha で 46%となっている。

《林種別・樹種別森林面積》



《所有形態別森林面積》

	全国	山梨県
国有林	7,838千ha(31%)	4,648ha(1%)
都道府県有林	1,200千ha(5%)	158,252ha(46%)
民有林	16,083千ha(64%)	184,699ha(53%)

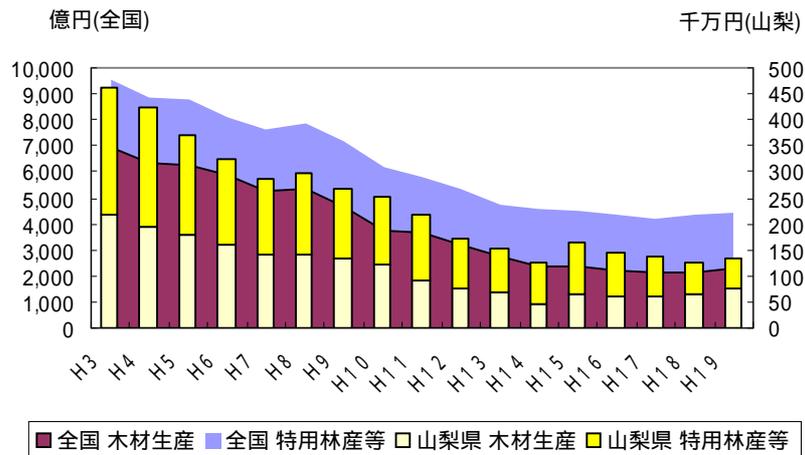
《現 状》

平成18年度に県が実施した環境公益林調査によれば、私有の人工林（保安林、資源循環林を除く）の約4割の森林において間伐等の手入れが行われておらず、いわゆる森林の荒廃が進行していることが確認されている。さらに、近年では野生獣による森林被害が増加し森林の荒廃が進む要因となっている。

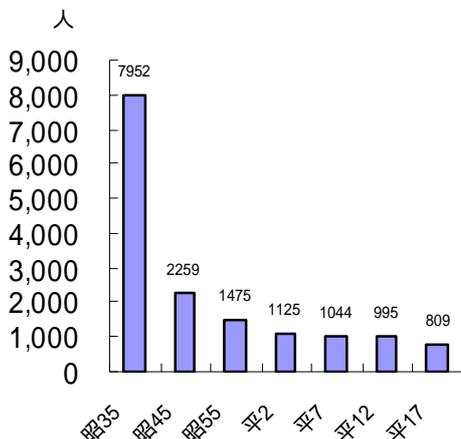
里山においても、竹の繁茂や藪化などが進行し森林機能の低下が懸念されており、野生生物が人里近くまで活動領域を広げる要因にもなっている。

森林整備の主体である森林所有者等は、長期にわたる林業の低迷を背景に、木材の生産活動を通じて森林を適切に維持、管理していくことが困難な情勢にあり、さらに、森林所有者の地元離れや林業離れ、担い手の高齢化などが森林整備の遅れに拍車を掛けている。

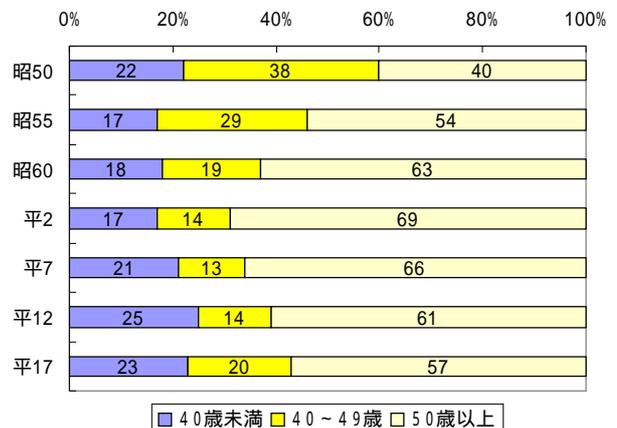
《林業生産額の推移》



《県内林業労働者数の推移》



《県内林業労働者の年齢別割合の推移》



一方、環境や森林に対する県民の関心や参加意識が高まる中、ボランティアや企業等による森づくり活動も徐々に広がりを見せている。

森林ボランティア団体数 45 団体(H19)

企業・団体の森の活動状況

年度	H5	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
箇所数	1	2	3	5	9	10	16	23	32	30
面積(ha)	3.6	3.85	6.85	10.29	44.92	49.02	150.81	215.91	421.41	417.45

《課 題》

災害の防止や水源のかん養、地球温暖化防止など多様な公益的機能を有し、県民に様々な恩恵を与えてきた森林も、林業の不振と森林整備量の減少という悪循環により民有林を中心として荒廃が進んでおり、こうした状況を放置すると、森林の公益的な機能の更なる低下につながるおそれがある。

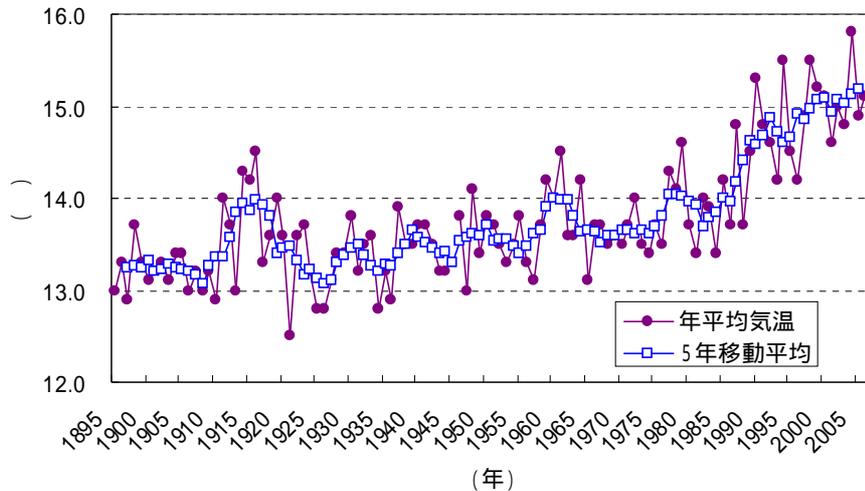
森林の公益的機能を、将来にわたって、持続的に発揮させるためには、現状の荒廃した森林の解消を図るとともに、持続可能な森林保全の枠組みを構築する必要がある、より環境の保全に重点をおいた森づくりを推進していくことが求められている。

1.2 温暖化の現状と課題

《現状》

温暖化が世界的に進行する中、本県においては、過去 100 年間に平均気温が 2 上昇するなど平均を上回るスピードで気温上昇が進んでいる。また、過去の平均気温の上昇傾向からは、2030 年には更に 1.3 上昇するとの予測もあり、生態系や県民の健康、農業をはじめとする産業への影響等が懸念されている。

《甲府における年平均気温の経年変化》



(出典：気象庁ホームページ 気象統計情報に基づき作成)

《課題》

本県では、1990 年から 2005 年までの間に、二酸化炭素等の温室効果ガス総排出量が 18.7%増加しており、全国の増加率(7.8%)を大きく上回っている。

《山梨県と全国の温室効果ガス排出量》

温室効果ガスの種類	山梨県 (千t-CO ₂)			全国 (千t-CO ₂)		
	1990 (平成2)年	2000 (平成12)年	2005 (平成17)年	1990 (平成2)年	2000 (平成12)年	2005 (平成17)年
二酸化炭素 (CO ₂)	5,730	6,817	6,867	1,144,000	1,257,000	1,293,000
メタン (CH ₄)	60	46	38	33,000	27,000	24,000
一酸化二窒素 (N ₂ O)	108	131	152	33,000	30,000	26,000
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	18	44	53	20,000	19,000	7,000
パーフルオロカーボン (PFC)	41	71	49	14,000	9,000	6,000
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	97	49	28	17,000	7,000	4,000
温室効果ガス総排出量	6,054	7,158	7,187	1,261,000	1,348,000	1,359,000

注：全てのガスの温室効果を二酸化炭素に換算して表示

CO₂、CH₄、N₂O の基準年は 1990 (平成 2) 年、HFC、PFC、SF₆ の基準年は 1995 (平成 7) 年

特に、本県における二酸化炭素の排出量は、産業、民生、運輸等すべての部門で増加していることから、県民、事業者、行政が、相互の連携と協働のもと、二酸化炭素の排出削減に主体的に取り組む必要がある。

また、本県は、全国有数の日照時間や豊富な森林資源に恵まれており、こうした地域の特性を生かしたエネルギー対策や森林吸収源対策の推進を図っていくことが求められている。

2. 豊かな環境を守り育てていくために

2.1 基本的な考え方

森林をはじめとする本県の豊かで恵まれた自然や環境は県民共有の財産であり、将来にわたって保全していかなければならない。

現在の森林の状況や温暖化の影響を考えた場合、これまでの良好で快適な生活を将来にわたって維持していくためには、多様な公益的機能を有する森林を守り育て、次の世代に引き継ぐとともに、低炭素社会の実現に向けた総合的な取り組みを一層推進していく必要がある。

こうした取り組みは、森林所有者や林業関係者など一部の人の自助努力のみに委ねるのではなく、これからは、県民全体で取り組んでいくことが重要である。

県民生活を支える森林の働き

森林は、私たちが暮らすまちや田畑を囲み災害の防止や豊かな水を安定的に供給する役割を担っています。

また、二酸化炭素を吸収することにより温暖化の防止に大きく貢献するとともに、さまざまな生き物が生息する場として重要な役割を果たすなど多様な公益的機能を有しています。

森林は県民:

(森林が有する

山くずれや洪水など

豊かな水をたくわえ、供給する働き

生活環境や

いやしやレクリエーションなど保健休

自然に親しみ、自然の大切さを

低炭素社会実現への貢献

今日、日常生活や事業活動から生じる環境負荷の増大により、温暖化の進行など新たな課題に直面しており、こうした課題を乗り越えていくためには、二酸化炭素の排出が少ない「低炭素社会」への転換を図る必要があります。

県土の約8割を占める森林が「低炭素社会」の実現に果たす役割は特に重要であり、適切に維持・保全していくことが求められています。

荒廃が懸念される森林

私たちの生活様式や経済環境が変化する中で、林業の不振が続いており、県内で育った木材の利用も減少しています。

こうしたことを背景に、これまで林業を主体として守られてきた森林や、日常的に利用されてきた里山は、以前のように手入れが行き届かず、森林の多様な公益的機能が十分に発揮できない森林が増えています。

新たな森づくりの方向

多様な公益的機能の維持・保全を図る森づくり

社会全体で支える仕組みづくり

共有の財産

多様な機能)

災害を防止する働き

二酸化炭素を吸収し、地球温暖化を防止する働き

自然環境(生物多様性)を守る働き

木材などを生産する働き

林養の場としての働き

学ぶ教育の場としての働き

新たな取り組みの必要性

多様な公益的機能を有する森林を保全していくためには、森林所有者や林業関係者の自助努力のみに委ねるのではなく、これからは、その恩恵を受けている県民全体で守り育て、次の世代に引き継いでいくことが求められています。

そのためには、社会全体で支える、新たな森づくりに取り組む必要があります。

これまでの森づくりの限界

林業の不振や林業離れが続く中で、所有者が管理しきれずに荒廃した森林が増加する一方、温暖化問題などを背景に、森林に対する県民の期待が高まっています。

しかしながら、林業生産活動を基盤として森林の多面的機能の維持につなげていく従来の仕組みのみでは、森林の公益的機能を維持していくことが難しくなっています。

新たな取り組みのイメージ



新たな取り組みの内容

整備が必要な森林

・山梨県の森林面積 約3,488 ha
(総面積の約8割)

・うち民有林面積 約1,850 ha

人工林

・民有の人工林面積 約9,100 ha

・荒廃が進んでいる人工林

〔約2,100 ha (推計)〕

※ 県有林や国有林等は計画に基づき、適切に管理。

天然林

・民有の天然林面積 約9,400 ha

・放置された里山 約1,500 ha (推計)
(森林化した耕作放棄地を含む。)

1 多様な公益的機能の維持・増進を図る森づくり

荒廃が進んでいる森林の再生

長期に放置され荒廃した人工林を整備し、森林の公益的機能の維持増進を図る。

- ・混み合った樹木の間伐など森林機能の増進を図るための公的整備の推進

100年の森への誘導

伐採適期に達している人工林のうち公益的機能の低下が懸念される森林の維持・回復を図るとともに、公益的機能を持続的に発揮することができると見込まれる長伐期林に誘導していく。

- ・所有者と協働し、様々な年齢で構成され、森林機能を持続的に発揮できる長伐期林への転換を促進

緑の森づくりの推進

森林のもつ公益的機能を高度に発揮することが求められる保安林のうち、国の補助事業の対象外であるなどの理由により、整備が行き届いていない保安林の機能回復を図る。

- ・小規模保安林の整備

里山の再生

長期間放置され藪化や竹の繁茂等により荒廃した里山林を整備し、身近な自然とふれあうことができる学習や憩いの場、生物多様性の保全や野生鳥獣とのすみ分けなど多様な公益的機能の発揮を促進する。

- ・地域が主体となった里山整備に対する支援

※ 上記の事業は、森林の公益的機能の維持・増進を図るために実施するものであり、森林所有者等に対して、事業実施後一定期間、伐採禁止等の義務を課すなどし、事業効果を担保する。

2 木材・木質バイオマスの利用促進

「甲斐の木使い」推進

学校や公共施設での利用など、県産木材を広くPRし、木の良さを実感できる環境づくりを進めていくことにより、県産材の需要拡大を促進し、木材利用と森林管理の好循環につなげていく。

- ・学校等における木質内装材や机・イス等の利用促進

木質バイオマスの利用促進

間伐したものの森林中に残され活用されていない本材（林地残材）や製材時に発生する端材等の木質バイオマスの活用を促進することによって、森林資源の有効利用を図り、森林整備の促進につなげていく。

- ・未利用資源の搬出促進、ペレットボイラー等の導入支援

3 社会全体で支える仕組みづくり

環境や森づくりに対する理解と活動参加の促進

森林の果たしている役割や現状を県民に理解してもらうとともに、担い手の育成や、ボランティア活動をはじめ様々な形の森づくり活動への参加促進を図る。

- ・広報、啓発活動
- ・学習プログラム、学習機会の提供 等

県民の主体的な活動の支援

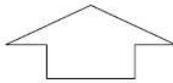
ボランティアやNPOなど県民の主体的な取り組みを支援することにより、森林を守り育てる地域の力を高めて行くとともに、県民が森づくり活動に参加できる機会を増やす。

- ・地域住民やボランティア・NPOの活動支援

県民参画の仕組み

県民や事業者が幅広く参加し、意見を反映できる仕組みを設ける。

- ・県民参画組織の設置



2.2 新たな森づくり

本県の豊かな森林を次の世代に引き継いでいくためには、荒廃した森林の解消を図るとともに、木材資源の循環利用を促進していく必要がある。

そのためには、従来の森林・林業施策に加え、環境の保全に重点をおいた森づくりに、森林の恩恵を受けている県民全体で取り組んでいくことが重要である。

(1) 多様な公益的機能の維持・増進を図る森づくり

《取り組みの方向と事業例》

公的整備により、森林の荒廃を解消するとともに、持続可能な森林保全の枠組みを構築する。この場合、森林所有者等に対して、一定期間伐採を禁止するなど、森林機能を保全していくために必要な措置を講ずる必要がある。

長期に放置され荒廃した人工林を整備し、森林の公益的機能の維持増進を図る。

成熟期を迎える森林を長伐期林に誘導することによって、森林の公益的機能の持続的発揮を図りながら、森林資源の有効利用を促進する。

森林の公益的機能を高度に発揮することが求められる保安林の整備を推進する。

長期間放置され藪化や竹の繁茂等により荒廃した里山林を、市町村や住民など地域の力によって整備し、身近な自然とふれあうことができる学習や憩いの場、生物多様性の保全や野生鳥獣との棲み分けなど多様な公益的機能の発揮を促進する。

木材や木質バイオマスなどの利用を通じて、誰もが森林の恩恵を理解、実感できる環境づくりを進めることによって、森林資源の循環利用を促進し、森林整備の推進を図る。

学校等における県産材を使った内装材や、机・イスの導入を支援し、木の良さを実感できる環境を整備することにより、子どもや保護者等に木の文化に対する理解を深めてもらい、県産材の利用促進や需要喚起につなげていく。

木材としての利用に適さず林内に残されている未利用材等の搬出やペレットボイラー等の導入支援などを通じて、木質バイオマスの利活用を促進する。

(2) 社会全体で支える仕組みづくり

《取り組みの方向と事業例》

県民の理解と参加のもと、社会全体で支える仕組みを構築する。

森林の役割や森づくりの重要性について理解や関心を高め、多様な公益的機能を有する森林を社会全体で守り育てていく意識を醸成する。

地域住民やボランティア・NPO等が自ら企画、実施する森づくりのための活動を支援する。

環境保全の取り組みや森づくりの進め方などについて、県民や事業者等が幅広く参加し、意見を反映できる仕組みを設ける。

森づくりを支える担い手を増やしていく。

地域の住民やボランティア・NPO、都市の住民など多様な担い手を確保していくための情報や活動機会を提供する。

森林整備の担い手確保については、現在、緑の雇用担い手対策や林業労働センターによる各種事業が行われていることから、安定的な事業量の確保に努めた上で、必要な担い手対策を講じていく。

また、新規就労者の参入の促進や、経営指導による林業事業体の経営改善を図るなど、今後の事業量の増加にも対応できる体制を整備していく必要がある。

2.3 低炭素社会の実現に向けた取り組み

国の地球温暖化防止行動計画では、地方公共団体は、地域の自然的・社会的条件に応じた温室効果ガスの排出抑制等のための施策を推進するものとされており、本県の自然環境を生かした再生可能エネルギーの利用促進や森林整備による吸収源対策の推進に、積極的に取り組む必要がある。

本県では、平成20年12月に、山梨県地球温暖化対策条例を制定するとともに、21年3月には、山梨県地球温暖化対策実行計画を策定した。

一方、県が実施した県民意識調査（22 ページ参照）では、新たな税の使途としては太陽光などの再生可能エネルギーの利用促進より森林の整備を優先すべきとの結果となっている。

また、森林については、二酸化炭素を吸収し地球温暖化を防ぐ機能も大きく期待されている。

さらに、太陽光発電からの余剰電力の買取りを電気事業者に義務づける新たな買取制度が11月に施行し、来年4月から料金へ転嫁されることとなっており、国民の負担増のもと、太陽光発電を促進する新たな制度が開始される予定である。

これらのことから、低炭素社会の実現に向けた新たな取り組みとしては、当面、森づくりの施策でもある木質バイオマスの利用促進、及び吸収源対策である森林の整備を進めることが適当である。

さらに、県民意識調査の結果では、地球温暖化の解決に向けては、県民、事業者、行政など全ての人々が協力して取り組むべきであると多くの県民に認識されており、全県的に取り組みを進めるためには、これを支える人・地域・仕組みづくりを進めることが適当である。

《取り組みの方向と事業例》

森林吸収源対策の推進

間伐等の森林整備の推進

再生可能エネルギーの利用促進

木質バイオマスの利用促進

環境教育等の推進

なお、県の地球温暖化対策実行計画の進捗、及び国における温暖化対策税の検討や今後の施策動向によっては、新たな対応が必要となる点に留意する必要がある。

3. 新たな税の導入

(1) 分権型社会に相応しい費用負担の基本的な考え方

本県における新たな森づくりを社会全体で支える仕組みに実効性を持たせるためには、そうした仕組みに相応しい費用負担の基本的な枠組みを整備しなければならない。

個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現していくためには、地方が自らの判断と責任により行財政運営を行う分権型社会へ転換していくことが求められており、分権型社会に相応しい費用負担の仕組みを整備する必要がある。

本県における新たな森づくりは、災害の防止や水源のかん養などの公益的機能を増進し、すべての県民・事業者がその恩恵を受けるものであり、新たな独自施策に必要な費用を県民自らが責任をもって負担するという地方分権の基本理念をその基礎に据えなければならない。

そうした上で、費用負担の枠組みに実効性を持たせていくためには、本県の社会経済状況並びに財政状況を勘案しつつ、現時点において最も実現可能性の高い方法を採用することが重要である。

なお、現在、地方税財政制度について、新たな改革が進められようとしており、地方税と地方交付税の充実、課税自主権の拡大や、国庫補助負担金の一括交付金化もしくは一般財源化などの動きも十分注視していく必要がある。

(2) 本県財政をめぐる状況と財源確保の必要性

本県財政の状況を見ると、歳入面では、県税収入は景気後退が続く中で、本年度は過去最大の大幅な減収が見込まれるとともに、三位一体の改革による地方交付税の縮減などの影響により、財源不足が拡大している。

また、歳出面においても、社会保障関係費や公債費などの義務的経費の増大が今後も続くと見込まれる。

こうした状況を踏まえ、県は、平成19年12月に、山梨県行政改革大綱を策

定し、県債等残高の削減や人件費の抑制などに取り組んでいるが、県財政は依然厳しい状況が続いている。

こうした中、当懇話会で検討した、森林の恩恵を受けている県民全体で取り組む新たな森づくりは、従来の森林・林業施策の範囲を超えるものであり、現在の県の財政状況を勘案した場合、新たに、安定的な財源を確保する必要がある。

(3) 費用負担のあり方

森林は災害の防止や水源かん養などの多様な公益的機能を有しており、その恩恵は、県民に等しく及んでいる。また、低炭素社会の実現に向けた取り組みについても、その受益は一部に限定されるものではない。

県民意識調査においても、新税の導入について「賛成である」(16.5%)、「使い道や金額によっては賛成である」(69.4%)という結果となっており、「反対である」(12.1%)を大きく上回っている。

また、県内4地域で開催した県民との意見交換会においても、森林保全の必要性や新たな税導入に対する肯定的な意見が寄せられている。

こうした点を踏まえると、新たな取り組みに必要な財源については、森林の恩恵を受けている県民全体で広く公平に負担することが妥当であり、一定期間にわたり相当額を安定的に確保する上でも、県民の幅広い層によって薄く広く負担する税方式が適当である。

更に、地方公共団体の独自課税(課税自主権の活用)は、各地方公共団体が住民の意向を踏まえつつ、自らの責任において、その行政サービスと税負担のあり方を決定できるものであり、地方分権推進の観点からも重要な意義を持っており、新たな環境と森づくりの取り組みの財源として相応しいものと考えられる。

また、県民全体で必要な費用を負担しながら、取り組みを進めることにより、

森林の果たしている役割や森林を守っていくことの重要性に対する意識の向上、活動への参加促進などが一層進むことも期待できる。

(4) 税の使途と新たな取り組みに要する費用

今後の取り組みの方向については先に示したとおりであるが、新たな税の使途については、既存の施策の財源とすることは適当でないことから、新たな事業や、現行の制度のみでは不十分で、県独自の施策として充実、強化することにより相当の効果が期待できる事業に限定することが適当である。

なお、取り組みの方向に沿った事業の具体的な内容については、税の導入に向けて、詳細に制度設計を行っていく必要がある。

また、新たな税を財源とする事業については、新たな税は独自課税であることから県が単独で実施する事業に充当すべきであるとの意見もあるが、森林保全の取り組みは先送りのできない課題であるとともに、二酸化炭素の吸収や水源のかん養など森林の多様な公益的機能は、県内にとどまらず広域的にその効果を及ぼすものであることなどから、国庫補助金制度、県内外からの寄附金・協力金受け入れ、市町村や下流域との連携などさまざまな方法を取り入れながら、各種事業を推進していくことが重要である。

(5) 新たな税制度

《税の方式》

新たな税制度は、森づくりを社会全体で支えるという趣旨に見合うものである必要がある。

また、森林の公益的機能の維持・保全など新たな施策による受益は個人にも法人にも同様に及ぶものであることから、県民（個人・法人）に広く負担を求める課税方式とすることが適当である。

一方、個々の受益の程度を明確にすることは極めて困難であることから、で

きる限りの公平性を確保しながら、徴税コストを押さえて財源を有効に使うという観点や、低所得者等への配慮も可能な課税方式とする必要がある。

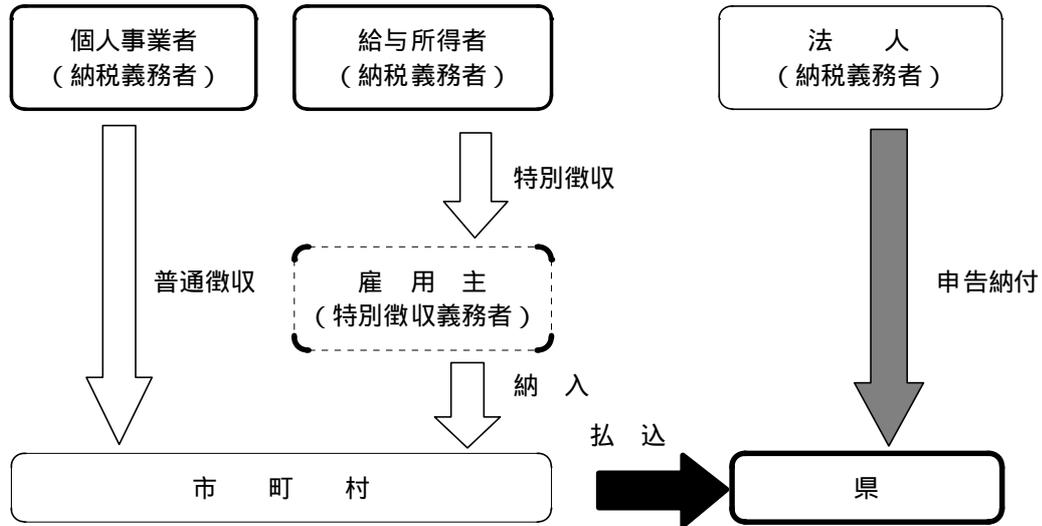
こうした観点から検討すると、現行の県民税均等割課税は、県民（個人・法人）に広く一律に課税され、「地域社会の費用を県民が広く負担する」という性格を有している。

その上で、すでに30の県で導入されている県民税均等割の超過課税方式は、応益性、公平性を満たした制度であるとともに、社会全体で森林を守り育てるとともに低炭素社会の実現を目指すという新税の導入趣旨に沿うものと判断することができる。

また、既存の制度を活用することにより、徴税コストを可能な限り低く抑えることができること、仕組みも簡便で県民にわかりやすく、低所得者等の非課税措置も既に組み込まれている制度であることから、新たな税の仕組みは、県民税均等割の超過課税方式とすることが適当である。

現行の県民税均等割課税		
対象者	県内に住所のある個人等 県内に事務所や事業所を有する等の法人	
税 率		
	区 分	税率（年額）
	個 人	1,000円
法人（資本金等の額に応じ5段階に区分）	50億円超	800,000円
	10億円超～50億円以下	540,000円
	1億円超～10億円以下	130,000円
	1千万円超～1億円以下	50,000円
	上記以外	20,000円
非課税の範囲（地方税法第24条の5）		
<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護法の規定による生活保護を受けている者 ・障害者、未成年者、寡婦又は寡夫で前年の合計所得金額が125万円以下の者 ・前年の合計所得金額が一定の基準に従い市町村の条例で定める金額以下の者 等 		

《県民税の仕組み》



《税 額》

税額については、基本的には、必要な財源が確保できる水準とすることが望ましいが、森林の維持・保全を図るための取り組みは長期にわたり、かつ相当の費用を要すると見込まれる一方、納税者にとって負担しやすい水準でなくてはならないことから、それらすべてを新たな税により調達することは難しい。

また、県民意識調査の結果でも、個人の税額については、年間 500 円とする回答が 41.2%、年間 1,000 円とする回答が 26.9%となっており、年間 500 円～1,000 円の回答数が全体の 72.0%を占めている。

こうした点を考慮すると、個人の負担額については、年間 500 円から 1,000 円の範囲で設定することが適当であると考えるが、負担額を決定するに当たっては、事業の内容や経費の配分、対象森林をどの程度の期間で整備すべきか等を勘案し、総合的に判断する必要がある。

法人についても、個人と同様に応分の負担を求めることが妥当であり、負担水準については、法人の均等割の税率が資本金等の額に応じて段階的に設定されていることから、企業間の負担のバランスや他県での実施状況を考慮し、均

等割額の5%～10%の範囲で設定することが適当である。

《実施期間》

新たな税は、県民に対して新たな負担を求めるものであり、その内容については、定期的に見直しを行う必要がある。

このため、実施期間については、当面は5年間とし、事業の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、制度の見直しを行うことが適当である。

環境と森づくりに関する県民意識調査の結果

1 回答者数 1,067人 / 2,000人 (回答率 53.4%)

2 主な項目の状況

(1) 新税の導入について

賛成である	176 (16.5%)
使い道や金額によっては賛成である	741 (69.4%)
反対である	129 (12.1%)
その他	11 (1.0%)
不明	10 (1.0%)

(2) 負担額

回答計 928

300円	166 (17.9%)
500円	382 (41.2%)
800円	36 (3.9%)
1,000円	250 (26.9%)
2,000円	38 (4.1%)
その他	36 (3.8%)
不明	20 (2.2%)

(3) 新税の使途 (複数回答)

カテゴリ	件数	(全体)%
荒廃した森林や里山を整備(手入れ)する	632	68.1
森林を整備する担い手(働き手)を育成する	567	61.1
森林の保全や環境問題に取り組むボランティアや民間団体などの活動を支援する	377	40.6
川や湖の水質の向上など水環境を保全する	374	40.3
利用されていない間伐材や枝など、木質バイオマスのエネルギーとしての利用を促進する	366	39.4
県産の木材や木製品などの利用を活発にし、森林の適切な管理につなげていく	342	36.9
森林の大切さや環境問題などに関する情報提供や啓発活動を充実する	322	34.7
太陽光発電などクリーンエネルギーの利用を促進する	315	33.9
森林や環境について学習したり、自然と親しむことができる機会を増やす	309	33.3
その他	11	1.2
不明	7	0.8
サンプル数 (%へ-入)	928	100

(4) 新税導入に反対の理由 (回答計 129)

カテゴリ	件数	(全体)%
今は景気も悪く、新たな負担を求める時期ではないから	24	18.6
温暖化防止の取り組みは、二酸化炭素を大量に排出している事業者などが主体的に行うべきだから	23	17.8
森林を守る取り組みは、森林の所有者が主体的に行うべきだから	20	15.5
森林や環境を守ることは大切だが、新たな負担を求めてまでやる必要はないから	13	10.1
森林の働きは県を越えた広い範囲に及ぶので、県民だけに負担を求めるのは適当でないから	11	8.5
新たな負担を求めること自体に反対だから	8	6.2
その他	29	22.5
不明	1	0.8
サンプル数 (%へ-入)	129	100.0

4 . 新たな税の導入に当たって

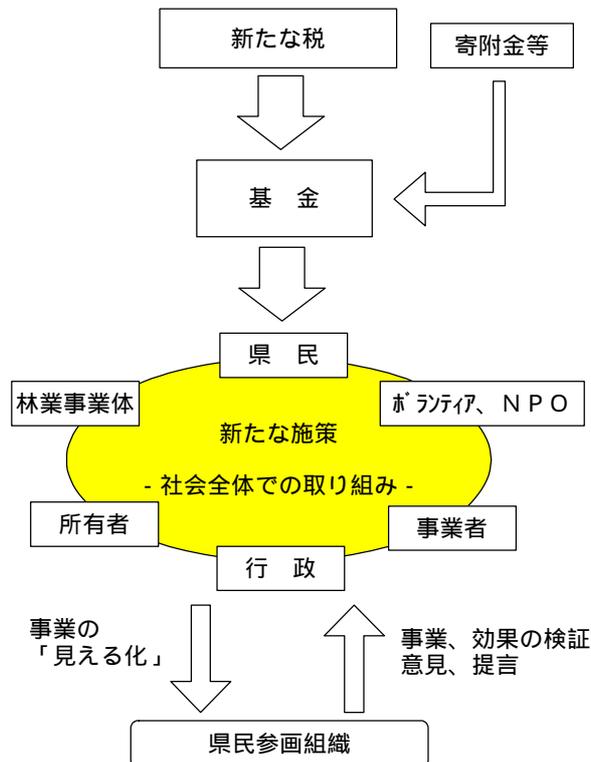
新たな税の導入に当たっては、以下の点に留意する必要がある。

(1) 県民参画の仕組みと透明性の確保

多様な公益的機能を有する森林を守り育て、次の世代に引き継ぐとともに、低炭素社会実現に向けた総合的な取り組みを社会全体で進めていくためには、普及啓発や、多様な主体の活動への参加を促進するとともに、環境の保全や森づくりの進め方などについて、県民や事業者等が幅広く参加し、意見を反映できる仕組みを設ける必要がある。

さらに、新たな税の方式である県民税超過課税は使途が限定されない普通税であることから、その使途や事業の成果をわかりやすい形で県民に示す必要がある。

このため、税収とその使途を明確にするための基金を設置するなどの方法により、新たな税を財源とする事業を「見える化」するとともに、その使い道や成果を県民にわかりやすい形で公開し、県民の立場から検証、評価することができる仕組みを構築する必要がある。



(2) 県民の理解と流域連携の推進

今回、当懇話会において議論した森林の保全や温暖化への対応は喫緊の課題であり、いずれも先送りのできない状況にある。

しかしながら、戦後最大の「世界同時不況」の中で、県内経済や雇用情勢は依然厳しい状況が続いていることから、県民に過剰な負担感を与えることのないよう十分に配慮すべきであり、新たな税を導入するに当たっては、税以外の財源の手当に努めるとともに、荒廃森林の解消など森林の保全を図ることによって森林の公益的機能が増進することを、広く情報提供し、税導入の必要性について、県民に正しく理解してもらうことが重要である。

さらに、本県の森林の恩恵は、水源のかん養等を通じて県境を超えた広い範囲に及んでいる。

現在、神奈川県と、桂川・相模川流域の水源環境保全に向けた調査や協議が行われているが、こうした取り組みは、県民の理解醸成や主体的な取り組みを促進していく上でも非常に重要である。

水源県として、今後も、森林をはじめとする水源環境の保全に取り組むとともに、県外下流域との連携の仕組みづくりに取り組んでいく必要がある。

おわりに

一見緑豊かに見える森林も予想以上に荒廃が進みつつあり、また、地球温暖化の将来的影響についても憂慮すべきものがある。

こうした認識のもと、当懇話会において、5回にわたる会議を開催し、多様な公益的機能を有する森林を県民全体で守り育て、低炭素社会の実現に向けた総合的な取り組みを一層推進していくための新たな税の導入可能性について議論し、現状においては、社会全体で薄く、広く負担する県民税超過課税方式の導入が適当との結論に至った。

県民意識調査の結果や、県内4地域で開催した県民との意見交換会においても、本県の環境や森林を守っていくための新たな取り組みの必要性や、県民負担に対して概ね賛意が寄せられており、環境や森林に対する意識、関心の高さを示す結果となっている。

県民共有の財産である豊かな森林を良好な状態で次の世代に引き継ぐことができるよう、社会全体で支える、やまなしの新たな森づくりが展開されていくことを期待している。

環境と森づくりを考える税制懇話会

座長	日高 昭夫	山梨学院大学大学院社会科学部教授 山梨学院大学法学部政治行政学科長・教授
座長代理	小沢 典夫	山梨県立大学国際政策学部教授
委員	池上 岳彦	立教大学経済学部教授
委員	大村 俊介	環境に関する企業連絡協議会会長
委員	木平 勇吉	東京農工大学名誉教授
委員	三枝 悦夫	山梨県環境保全審議会委員（公募委員）
委員	曾根原 久司	特定非営利活動法人えがおつなげて代表理事
委員	田中 美津江	財団法人オイスカ山梨県支部事務局長
委員	仲澤 早苗	山梨県消費生活研究会連絡協議会会長
委員	矢川 満	南部町森林組合代表理事専務

（50音順、敬称略）

開催状況

平成21年	6月2日	第1回会議
	6月15日	現地調査、林業関係者との意見交換
	7月23日	第2回会議
	9月17日	地域意見交換会（峡南地域）
	9月18日	地域意見交換会（富士・東部地域）
	10月14日	地域意見交換会（中北地域）
	10月15日	第3回会議
	10月23日	地域意見交換会（峡東地域）
	11月2日	第4回会議
	11月9日	第5回会議

環境と森づくりを考える税制懇話会設置要綱

(設置)

第1条 多様な公益的機能を有する森林を県民全体で守り育て、次の世代に引き継ぐとともに、低炭素社会の実現に向けた総合的な取り組みを一層推進していくため、「環境と森づくりを考える税制懇話会」(以下「懇話会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 懇話会は、知事が委嘱する別表に掲げる委員をもって組織する。

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日から平成22年3月31日までとする。

(座長)

第4条 懇話会には座長を置く。

2 座長は、委員の互選により選出する。

3 座長は会務を総理し、懇話会を代表する。

4 座長に事故あるときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

(検討事項)

第5条 懇話会は、森林や環境の保全に係る、次に掲げる事項に関して検討するものとする。

(1) 森林の保全等を目的とした施策に関すること

(2) 新たな税制等、(1)の施策に必要な財源に関すること

(3) その他上記の検討に関して必要な事項に関すること

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、森林環境部森林環境総務課において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に必要な事項は、座長が別に定める。

附則 この要綱は、平成21年5月15日から施行する。